

## 人事行政の運営等の状況の公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告事項)

第2条 条例第3条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

1 職員の任免及び職員数に関する状況	(1) 職員の採用状況（前年4月2日から当年4月1日までの実績） (2) 職員の退職状況（前年度実績） (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（当年4月1日現在） (4) 職員の年齢別職員構成の状況（当年4月1日現在） (5) 新潟市定員配置計画2018の数値目標及び進捗状況
2 職員の人事評価の状況	(1) 人事評価制度について (2) 人事評価結果（前年度実績）
3 職員の給与の状況	(1) 人件費の状況（前年度実績） (2) 職員給与費の状況（当年4月1日現在） (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（当年4月1日現在） (4) 職員の初任給の状況（当年4月1日現在） (5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（当

	<p>年4月1日現在)</p> <p>(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (当年4月1日現在)</p> <p>(7) 職員の手当の状況 (前年度実績)</p> <p>(8) 特別職の報酬等の状況 (当年4月1日現在)</p>
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	<p>(1) 職員の勤務時間の状況 (当年4月1日現在)</p> <p>(2) 職員の時間外勤務の状況 (前年度実績)</p> <p>(3) 年次有給休暇の取得状況 (前年度実績)</p> <p>(4) 特別休暇の導入状況 (当年4月1日現在)</p>
5 職員の休業に関する状況	<p>(1) 育児休業等の取得状況 (前年度実績)</p> <p>(2) 修学部分休業の取得状況 (前年度実績)</p> <p>(3) 自己啓発等休業の取得状況 (前年度実績)</p> <p>(4) 配偶者同行休業の取得状況 (前年度実績)</p>
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	<p>(1) 分限処分者数 (前年度実績)</p> <p>(2) 懲戒処分者数 (前年度実績)</p>
7 職員のサービスの状況	<p>(1) サービス規律遵守のための取組の状況</p>
8 職員の退職管理の状況	<p>(1) 退職者の状況 (前年度実績)</p> <p>(2) 市以外の団体への再就職の状況 (前年度実績)</p> <p>(3) 市への任用の状況 (前年度実績)</p>
9 職員の研修の状況	<p>(1) 研修の実施状況 (前年度実績)</p>
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	<p>(1) 職員厚生に関する事業概要 (前年度実績)</p> <p>(2) 公務災害等の状況 (前年度実績)</p>

(人事委員会の報告事項)

第3条 条例第5条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

1 職員の競争試験及び 選考の状況	(1) 競争試験の状況 (2) 採用選考の状況 (3) 昇任試験の状況 (4) 昇任選考の状況
2 給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び 勧告の概要
3 勤務条件に関する措 置の要求の状況	(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数
4 不利益処分に関する 不服申立ての状況	(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。